宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成28年5月23日(月) 午前8時 開議

場 所 宇治市役所 601会議室

会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期について

日程第3 報告第8号 専決事項の報告について

日程第4 議案第13号 平成28年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取に

ついて

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

 委員長職務代理者
 金 丸 公 一

 委員長職務代理者
 金 丸 公 一

 委 員 中 筋 斉 子
 小 山 栄 子

 委員(教育長)
 石 田

(出席職員職氏名)

 部
 長
 澤 畑 信 広
 副
 部
 長
 伊 賀 和 彦

 教育支援センター長
 瀬 野 克 幸
 教 育 総 務 課 長
 縄 手
 弘

 一貫 教 育 課 長
 金 久
 洋
 教 育 支 援 課 長
 富 治 林 順 哉

 教育総務課副課長
 須 原 隆 之
 教育支援課副課長
 海老瀬 正純

 教育支援課主幹
 二 木 明 美

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 上田ひとみ 教育総務課主任 高木紗代子

第 会 (午前8時)

開会宣言 委員長が5月教育委員会臨時会の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、小山 委員を指名する。

日程第2 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 報告第8号 専決事項の報告について

[説 明] 本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項 の規定により報告するものである。

まず、宇治市教育委員会職員の任免について、宇治市教育委員会事務委任規則第4条第1項第2号の規定により、宇治市教育委員会職員の管理職以外の任免について、専決処分を行ったので報告するものである。

次に、宇治市立幼稚園就園指導委員会委員の任命について、宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱第3条第2項に基づく任命又は委嘱について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分し、13名の委員の任命又は委嘱を決定したので報告するものである。

次に、宇治市就学指導委員会委員の任命について、宇治市就学指導委員会規則第3条第2項に基づく任命又は委嘱について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分し、67名の委員の任命又は委嘱を決定したので報告するものである。

[質 疑]

[委員] なぜ採用が5月2日付となったのか。

[事務局] 4月採用予定者が3月に採用を辞退した事により、急きょ追加採用をした ため5月の採用となったものである。

[討論] なし

日程第4 議案第13号 平成28年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取に ついて

委員長より、本件は宇治市議会提出前の案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 平成28年6月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から5月20日付けで意見を聴 取されているものである。提出議案は、「平成28年度宇治市一般会計補正予 算(第1号)について」であり、教育委員会としては、これに異議がないとす るものである。

今回の補正予算については、文部科学省の平成27年度補正予算「フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業」の委託を受け、市教委において、「不登校児童生徒支援モデル事業」として実施するものである。

補正内容は、歳入について、生徒指導研究推進費委託金として、662万6 千円を追加計上するものである。所要経費の10割が補助対象となることから、 歳出についても、歳入と同額の662万6千円を追加計上するものである。

[質 疑]

[委 員] 現在、スクールソーシャルワーカーは何名配置されているのか。

[事務局] 現在、宇治市教委に1名、小中学校合わせて現在4名、計5名のソーシャルワーカーが配置されている。

[委員] 昨年度の相談実績は何件あったか。

[事務局] 手元に資料を持ち合わせていない。

[委員] 相談など、今後件数が増えそうな職種の方なので確認した。

[委員] 後で資料提出してほしい。

[事務局] 後日、資料の配付をもって報告とさせていただく。

[委員] この事業は平成27年度事業なのか。文部科学省平成27年度補正予算でこの事業が行われるのか。予算は文部科学省の27年度予算なのか。

[事務局] 厚生労働省より補正予算事業として2月末に募集があり、ほとんどの 市町村が次の年度に持ち越し、28年度の事業として実施している。

[委員] 繰り越し予算ではないのか。

[事務局] 繰り越し予算ではない。

[委 員] モデル事業という事は、今年1年限りの事業なのか。

[事務局] 今のところ1年限りとなっている。

[委 員] 次年度も継続される可能性はあるのか。

[事務局] あると思われます。

[委員] 原則は単年度事業だが、次年度も実施される可能性があるかもしれな

い。次年度以降の事業実施の要望はできるのか。

[事務局] 要望は可能である。

[討 論] なし。

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

閉会宣言 委員長が5月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 (午前8時15分)